

## 農業と環境をめぐる法の仕組みと今後の課題

南 眞 二

- I. この稿の目的
- II. 農業環境政策の仕組みと法
  - 1. 農業環境政策と直接支払
  - 2. 農業に関する法と環境政策
- III. 環境保全型農業と有機農産物生産
  - 1. 環境保全型農業政策と農産物認証
  - 2. 環境保全型農業政策の問題点
  - 3. 環境保全型の農業と条例制定
- IV. まとめ

### I. この稿の目的

現在、農業はWTO交渉の場で大きな問題になっている。自由貿易と農業保護政策の是非、食料自給率の向上・食料確保による国民の安全保障、国土保全と国民文化の継承など、農業は国の政策の根幹に関わるものである。農業は人間が自然を改変しながら、作物を栽培してきたものであり、自然を破壊する側面も有するが、一方で公益的機能・多面的機能が強調されるように二次的なものであっても、環境の維持に貢献してきた側面も有している。最近は、環境問題と併せて、食の安全性への不安から、持続可能な農業・環境保全型農業やそれにより生産された安全な農産物を求める声も強いものがある。この稿では、農業と環境保全の関係について、日本の法制度はどうなっているか、農業の占める位置が比較的似ているEUの例も参照しながら、①農業生産と土地利用規制、②生産された有機農産物等の認証・流通の両方の観点から検証し、提言もしていきたいと思う。

### II. 農業環境政策の仕組みと法

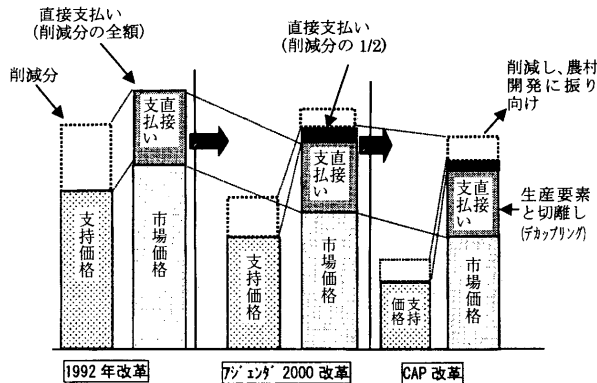
#### 1. 農業環境政策と直接支払

1992年（平成4年）、EUは共通農業政策（Common Agricultural Policy：CAP）の改革により、農産物の価格を一定に保つことで間接的に農家所得を保障する価格支持政策を転換し、市場価格と関係なく政府が生産者に直接支払う制度（decoupling）を採用した。直接支払制度には、①農地の休耕への補助、②環境保全等と両立する農業への補助、③条件不利地域への補助などが含まれている。EUの共通農業政策の改革は、域内の市場統合を念頭に置いて行われたものであるが、持続可能な農業にとって農業政策と環境政策の一体化がとりわけ重要であるという認識が高まったことによる。即ち、持続可能な農業の条件として、①経済的に成り立つ農業生産システム、②自然資源・生態系の保全と両立する農業、③快適な農村空間や美しい景観の維持・創出があげられるが、1980年代は農業政策のゆがみ、特に価格支持政策を通じて過剰生産と財政負担問題が顕在化すると共に、集約度が高まることにより、土壌劣化、水質や大気の汚染、

生態系の破壊などの様々な環境問題が生じてきたことから、これを解決するため農業政策を軌道修正し、農業政策と環境政策を一体化することとされたのである<sup>(1)</sup>。

日本でも農業生産を維持しながら、国土保全・水源涵養・自然環境保全等の多面的機能を発揮させるため、中山間地域等の農地のうち、傾斜等により生産条件が不利で耕作放棄地発生懸念の大きい農用地区域内の農地を対象に平成12年度から直接支払制度が設けられた。EUの直接支払制度を参考につくられたものであり、日本の農政史上初の試みであると共に、WTO農業協定上「緑」の政策として実施することとされている<sup>(2)</sup>。

○ CAP改革の推移（農林水産省資料）



しかし、EUの農業環境政策が農業者に環境保全のための基準を課し、その基準の遵守に直接支払を行おうとするのに対し、日本の中山間地域等への直接支払は通常の農業生産活動を維持することが多面的機能を発揮する条件になると考えられている<sup>(3)</sup>。

そのため、①農業自体が多面的機能を発揮するのであれば、直接支払の対象が地域により限定されることへの疑問、②条件不利地域等に直接支払が実施されることにより多面的機能が十分発揮されることになるのかとの疑問が出されている<sup>(4)</sup>。

日本における中山間地域等直接支払制度の実施状況のうち、例えば平成14年度奈良県の集落協定に基づく実施状況を多い順に並べると①農業生産活動等の取り組みでは、農道管理、水路管理、農地法面点検、賃借権の設定・農作業の受委託が、②多面的機能増進の取り組みでは、周辺林地の除草刈り、景観作物が、③生産性・収益向上の目標では、農作業の受委託推進・共同化が、④担い手定着の目標では、認定農業者育成、オペレーターの育成確保などがあがっている<sup>(5)</sup>。確かに、この内容では、支払が環境便益の提供と結びついているとは言えない。農業生産において、農家が当然守るべき適切な農業活動か否かが、環境保全の費用を農家に負わせるか（汚染者負担原則）、農家に助成するか（公的負担、共同原則）を分ける理論的基準となる<sup>(6)</sup>。現在、イギリスでは2005-2006年に新しい「広く浅い」農業環境政策が実施されることになっており、試験的導入地域での実施と併せて、対象地域の正確な境界線の設定作業が進められている。これは、従来の環境保全地域（Environmentally Sensitive Areas : ESA）などの農業環境政策の制度要件が厳しく、行政コストが高くつくこと、農家の任意の協力が得にくいこと、対象面積が限定されるといった問題点を抱えていたことから、新しく実施される政策は①環境面で重要な特徴を備え、②環境面で重要な地域にあることが確認され、③簡単な環境管理活動の実行を約束する農家であれば、試験的实施に参加できることとされている<sup>(7)</sup>。もっとも、この「広く浅い」農業環境政策であっても、地域と環境保全との関連や環境管理活動の実行が要件とされており、日本の中山間地域等直接支払制度が掲げる要件とは相当な違いがある。イギリスにおける緩和された支払制度でも、環境便益の提供者への支払といった最低限の理念は残していると言える。条件不利地域等に対する支払が公益的機能の維持と具体的に結びついていなければ、新たな農業保護政策と見なされる危険性を孕んでいるため、やはり環境保全方法・肥料投入方法・農薬使用方法・土壌利用方法などの「適切な農業活動」の技術プログラムの遵守は、環境便益への支払という考え方に立つ限り、譲ることのできないハードルと言えるだろう。

## 2. 農業に関する法と環境政策

日本における農業環境政策を検証するため、最初に農業関連の法における環境規定を調べてみる。農地に関する法としては、耕作者の農地取得促進・権利保護や土地の農業上の効率的利用を目的とした「農地

法」、農業の健全な発展や国土資源の合理的利用を目的とした「農業振興地域の整備に関する法律」、農業生産基盤の整備・開発等を目的とした「土地改良法」や、その他多くの農村・農業生産に関連した法律が存在している。このうち、農地法は自作農主義・耕作者主義に立って、転用規制により農地という土地の用途を固定しようとするものであり、「農業経営基盤強化促進法（平成5年に「農用地利用増進法」を改正して成立）」は、農用地利用増進法が耕作目的の農地貸借について農地法の規制を緩和し、農地の有効利用と流動化を進めようとしていたのに対し、平成4年6月に出された「新しい食料・農業・農村政策の方向（新政策）」を受けて、農業構造の改善、農業経営改善計画に基づく農業者認定などによる効率的・安定的な経営体育成を目的とするものである。同じく、（新政策）を受けて制定された「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」は、新規作物の導入等による農業経営改善や地域特産物の生産・販売促進、農用地・森林の保全等による特定農山村地域の活力回復を目的とするものである。また、「集落地域整備法」は農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域整備を目的としている。このように、農業関連の法律は農村環境を法的規制の対象にしてこなかったし、環境政策推進への具体的規定は存在しなかったのである<sup>(8)</sup>。

ただ、土地改良法は平成13年の法改正で、1条2項に土地改良事業の施行にあたっての環境との調和への配慮を唱うに至っているが、これは圃場整備における環境配慮に過ぎず、目的規定は何ら改正していないし、担保規定もないため、その実効性が疑われるものである。それでも、圃場整備事業の公共用地生み出しに果たしてきた役割は大きなものがあり、今後の環境や景観の整備・管理にあたって、極めて示唆に富む仕組みという評価もなされている。土地改良法自体は、旧来の農業生産基盤の整備や開墾建設に関わる各種の制度、農業水利の管理に関わる各種の制度を一元的に統合する形で昭和24年に制定された法律であり、農業経営の合理化・農業生産力の発展を目的にしたものであるが、農村・農地のまとまった整備に大きな役割を果たしてきたのは事実であり、公共用地生み出しについても、昭和47年改正で土地改良事業施行地域内で公共用地等が必要な場合の創設換地等の手法による土地確保が、また昭和59年改正で特別減歩や一定の要件の下での共同減歩による創設換地が規定されていることが、その論拠とされていると思われる<sup>(9)</sup>。

土地改良法1条2項の改正の流れは平成10年の「食料・農業・農村基本問題調査会答申」にまで遡ることができるが、平成11年の「食料・農業・農村基本法（「農業基本法」を改正）」制定を経て、平成12年の「土地改良制度検討会報告」（かんがい排水審議会企画部会・土地改良制度検討会）で「経済性や管理上の効率性を重視した工法によって、例えば生物の多様性の喪失や水質浄化機能の低下など、事業実施そのものが環境に負荷を与えている側面があることは否めない。——土地改良事業は、ほ場の区画整形、農業用水の安定的確保など物理的な営農条件を改善することによって、持続的な農業生産活動の実施に寄与し、農業の有する多面的機能の発揮に資するものであり——土地改良事業の実施に当たっては、こうした農業の自然循環機能の発揮にも十分留意すべき」と述べられており、これを受けた改正とすることができる。しかし、先に述べたように事業実施にあたっての具体的規定は何もない状況である<sup>(10)</sup>。

食料・農業・農村基本法では①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興などが定められているが、食料の安定供給の確保を図るため、食料自給率の確保、食料の安全性の確保・品質の改善と共に表示の適正化、食品産業の健全な発展を図るための資源の有効利用や環境への負荷低減、事業基盤の強化が定められている。この他、食料・農業・農村基本法に特徴的なものとして、自然循環機能の維持増進が唱われており、これを受け、上に述べた土地改良法の他、⑤稲・野菜等の耕種農業を推進するため「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下、「持続農業法」と言う。）」が、⑥畜産経営に由来する環境問題に対処するため「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の

促進に関する法律」が制定され、㉔堆肥等が適切に使用されるよう「肥料取締法」が改正されている。食料の安全性の確保については、平成15年に「食品安全基本法」が制定され、同時に「食品衛生法」も改正されたが、食品安全基本法は内容的には食品供給行程各段階における安全性確保と食品健康影響評価の実施以外見るべきものがない。環境保全型農業・有機農業の推進や農薬などの合成化学物質・遺伝子組み換え技術への言及もなされておらず、リスク分析手法の規定に対する一定の評価はあるものの、それゆえ「食品健康影響評価法」に過ぎないという批判もなされている<sup>(11)</sup>。この他、牛海綿状脳症（BSE）が発生したことから、「牛海綿状脳症対策特別措置法」の施行と併せて、飼料のトレーサビリティ確保の観点から、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」が改正されている。

### Ⅲ. 環境保全型農業と有機農産物生産

#### 1. 環境保全型農業政策と農産物認証

環境保全型農業とは、「農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、たい肥等の有機物の投入による土づくり等を通じて、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、1992年（平成4年）に署名されたアジェンダ21を受けて公表されたアジェンダ21国別行動計画や、環境基本法15条に基づいて策定された環境基本計画（平成6年12月16日閣議決定）に見られる言葉であるが、その後制定された持続農業法では、「環境保全型農業」ではなく、「持続性の高い農業生産方式」という用語が使用され、良質な堆肥等を施用する技術やアイガモ等の小動物により雑草を駆除する技術があげられている。「環境保全型農業」も「持続性の高い農業生産方式」も共に、土づくりと併せて化学肥料・農薬の使用を抑制した農業であり、共通した内容を有する<sup>(12)</sup>。

これに似た用語として、有機農産物や無農薬栽培農産物・無化学肥料栽培農産物・減農薬栽培農産物・減化学肥料栽培農産物があり、有機農産物以外のこれらの農産物をまとめて特別栽培農産物と呼んでいるが、これらは農林水産省が定めた「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日4食流第3889号により制定し、同8年12月26日8食流第4567号により改正）に定義され、各都道府県が野菜・果実などの有機農産物等認証制度の認証区分として採用していたものである（これについては、平成15年4月に特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正が行われ、平成16年4月から無農薬栽培などの各区分ごとの名称を一括して、「特別栽培農産物」として記載することになった）<sup>(13)</sup>。市町村でも、数は多くないが、新潟県長岡市・広島県大和町・熊本県鹿本町などが独自の有機農産物等認証制度を有していた。しかし、例えば農薬や化学肥料を使用しているも有機質肥料を使用しているが故に「有機農産物」と表示されていたり、化学肥料を使用しているも農薬を使用していないが故に「無農薬栽培農産物」と表示されるなど、用語が混乱を招く原因となると同時に、法的裏付けのない行政指導による表示であったため、虚偽表示も多く見られた。これらの問題を解決すると共に、コーデックス委員会（FAO/WHO 合同食品規格委員会）が進めてきた有機食品に関する国際基準に準拠した法整備を行う必要から、「農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」と言う。）」が平成11年に改正され、WTO体制の下での有機食品の国際的・国内的取引が可能となっていったと言える。JAS法は玄米・精米を除く生鮮食品、有機食品、玄米・精米といった順序で段階的に施行されていったが、法律では格付についての基本的な規定が存在するのみで、詳細は「有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）」「有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）」で定められている。これによると、「有機農産物」とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種又は植付け前2年以上（多年生作物にあっては、最初の収穫前3年以上）の間、堆肥等による土づくりを行った圃場において生産された農産物であり、「有機農産物加工食品」とは、原材料

である有機農産物の持つ特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として製造された加工食品であり、食塩及び水の重量を除いた原材料のうち、有機農産物及び有機農産物加工食品以外の原材料の占める割合が5%以下であることが必要とされている。

## 2. 環境保全型農業政策の問題点

農産物認証についてはJAS法が制定され、それを根拠に有機農産物等の定義が定められているが、JAS法制定後に残された問題点としては、①環境ホルモンについては国際的な基準・認証でも対応がなされていない、②遺伝子組み換え作物をどのように検査・認証できるのか、③特別栽培農産物の表示はそのまま残されるため、有機農産物等に該当しない作物が基準も曖昧なまま流通し続けるということがあげられている（特別栽培農産物は平成15年4月の前記ガイドライン改正で再定義）。

このように、「環境保全型農業」「持続性の高い農業生産方式」といった農業生産方式と、「有機農産物」「特別栽培農産物」といった生産された農産物規格がそれぞれの法律の目的に従って、明確なつながりもないまま、規定されている。「有機農産物」は根拠がJAS法であるため、流通過程における表示の問題解決のため、概念規定が行われたというに尽きると言える。

しかし、せっかく有機食品に関する国際基準準拠の定義を定めても、「有機農産物」「有機農産物加工食品」の基準が厳しいという理由で、基準が緩い「特別栽培農産物」表示の農産物へと傾斜するようでは、国内流通面ではこれまでとあまり変わらないことになる<sup>(14)</sup>。

それでは、農業生産方式を規定した「環境保全型農業」「持続性の高い農業生産方式」の場合、推進していくため、どのような政策の枠組みが設定されているのだろうか。

環境保全型農業に対する支援策としてあげられているのは、①資源循環型農業確立支援事業と、②農業改良資金・農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）である。①は家畜排泄物等有機性資源のリサイクルや緑肥作物等の導入を目的とした共同利用施設を対象とした補助制度であるが、補助対象が農協や営農集団といった団体になっており、個人を対象としたものではない。②のうち、農業改良資金は持続農業法4条に基づき都道府県知事により持続性の高い農業生産方式導入の認定を受けた認定農業者（以下、「エコファーマー」と言う。）に対する特例措置があるが<sup>(15)</sup>、農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）については共同利用施設以外では、市町村長により環境保全型営農計画の認定を受けた者が対象とされている。そして、エコファーマーは農業改良資金の特例の他、認定導入計画に従って取得・製作した機械・装置について、租税特別措置法に基づく課税の特例措置を受けることができることとされている。ここでも、政策の連続性・つながりは希薄であると言わざるをえない。

環境保全型農業について、農林水産省は「環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査結果の概要」（平成14年9月10日統計情報部公表）で、環境保全型農業の取り組み形態として、①地域の慣行を基準とした化学肥料窒素成分の投入量縮減、②地域の慣行を基準とした化学農業の投入回数縮減、③堆肥による土づくりがあるとし、これらのいずれかに取り組んだ面積の作付延べ面積全体に対する割合が16.1%と推定している。また、同省の「環境保全型農業（野菜）推進農家の経営分析調査（事例）」の調査対象として、「農薬又は化学肥料の使用を地域の慣行的に行われている農法に比べて50%以上削減することにより、環境への負荷の軽減を図っている農家」としている（平成12年5月26日統計情報部公表）。

これらの表現は、特別栽培農産物の一種類である「減農薬栽培農産物」や「減化学肥料栽培農産物」が「当該農産物について慣行的に行われている使用回数のおおむね5割以下」（前記ガイドライン）と規定しているのと酷似しており、まさに概念が錯綜していると言えるだろう（平成15年4月改正後の特別栽培農産物の定義でも同様）。

### 3. 環境保全型の農業と条例制定

平成11年の食料・農業・農村基本法の制定以後、法の定める「持続性の高い農業生産方式」などの理念を盛り込んだ条例が宮城県（みやぎ食と農の県民条例）や福島県（福島県農業・農村振興条例）、宮城県古川市（食料、農業及び農村基本条例）、新潟県上越市（上越市食料・農業・農村基本条例）、山形県藤島町（人と環境にやさしいまちづくり条例）などで制定されている。例えば、福島県会津若松市の「会津若松市食料・農業・農村基本条例」では、農業・農村が食料の安定供給や自然景観維持への貢献、持続的に発展できる農業生産構造確立の必要性と同時に、地域内農産物の消費・利用の促進、会津ブランドの確立、地産地消の理念に基づく地域内自給体制の確立などが唱われている。

また、環境保全型農業推進を唱った条例を制定している市町村としては、宮崎県高鍋町（高鍋町環境保全型農業推進条例）、鹿児島県和泊町（和泊町環境保全型農業の推進に関する条例）、鹿児島県上屋久町（上屋久町環境保全型農業の推進に関する条例）がある。このうち、和泊町の場合は化学肥料多用の集約型農業が原因で、地下水の硝酸態窒素濃度が飲用基準値を超えたことから、平成6年に化学肥料の使用低減、有機物主体の土づくりを柱とした条例を制定したものである<sup>(16)</sup>。上屋久町の場合は、世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことと、安全で安心な農産物の安定的供給を目的に環境保全型農業を推進することとしているが、具体的には環境保全型農業により生産した農産物が有機農産物等であることの認証を行っている（平成12年4月1日条例施行）。この他、理念的には環境保全型農業と重なりながらも、先行し成功をおさめた例として、宮崎県綾町がある。綾町では、食の安全と健康を求める消費者に信頼される農業の振興と、同時に自然の土壌が持っている機能を取り戻すことをめざし、「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」（昭和63年7月16日公布・施行）を制定したが、この条例の手法は生産者登録・農地指定と生産管理検査にとどまっておき、条例の成否はひとえに生産物の流通にかかっていた。幸い、低農薬である綾町の農産物の価値が評価され、農業収入も安定、自然生態系の再生にも成果をおさめる結果となった<sup>(17)</sup>。

熊本県清和村では、平成9年6月に「清和村有機農業振興に関する条例」を制定したが、米・野菜の有機農産物認証が柱になっている。この制度は①農地の認定（有機農業に供する農地の管理状況等を審査し3区分に認定）、②栽培管理の認定（生産物の栽培計画に基づき管理された記録を審査し3区分に認定）、③総合認定（農地の認定と栽培管理の認定の組み合わせ）で有機栽培、減農薬栽培、減化学肥料栽培の3つのランクに分類している。そして、平成14年12月時点で、販売農家に占める農家の割合で59%、作付面積で採収用以外稲作作付け面積の55%を有機農産物生産が占めている。清和村の成功の原因は市場外流通に向けた販路開拓の努力であり、生活協同組合との契約栽培を皮切りに、平成10年には米販売量に占める直販・産直店の割合は40%を超えるなど、独自の販売網の構築にある。販売価格もJAへの無条件委託ではなく、再生産確保を原則に生産者代表との話し合いで希望価格水準をとりまとめ、JAが取引先と交渉を行い、農家の農薬・化学肥料使用削減努力を反映できる価格計算方式を要請するといったやり方である。また、雑ガモの共同管理を実施しアイガモ農法の浸透も図っているが、一定の要件の下に村による1/2補助の制度も整備している<sup>(18)</sup>。

「滋賀県環境こだわり農業推進条例」（平成15年3月制定）は、より安全で安心な農産物の供給、環境と調和のとれた農業生産確保と併せて琵琶湖等の環境保全に資することを目的に制定されたが、環境こだわり農業とは化学合成農薬及び化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる農業とすると共に、環境こだわり農産物の認証を受けるための生産計画では慣行的使用量の5割以下を要件としている。生産計画の認定を受けた認定者等は環境こだわり農産物の表示ができるが、表示をする場合には当該農産物を生産した認証取得農業者等の氏名・名称等の表示を義務づけている。環境こだわり農業を行おう

とする農業者は県と5年間の実施協定を締結することができるが、琵琶湖の水質保全などの公益的利益を生み出すという理由に基づき環境農業直接支払制度等の経済的支援が掲げられている<sup>(19)</sup>。

#### IV. まとめ

農業と環境をめぐる法の仕組みを検証してきたが、農業関連の法律は環境を法的規制の対象にしてこなかったし、環境政策推進への具体的規定は存在していない。また、食料・農業・農村基本法についても理念規定に過ぎず、例えば、中山間地域等直接支払制度も法的な枠組みに裏付けられたものではなく、交付金実施要領という通知が根拠になっており、しかも環境便益への支払とは論理的繋がりを持たないものである。食品安全基本法も、リスク分析規定への一定の評価はあるものの、環境保全型農業・有機農業の推進や農薬などの合成化学物質、遺伝子組み換え技術への言及もなされていない。農産物認証については、JAS法が制定され、有機農産物の定義が定められたにもかかわらず、ガイドラインという行政指導による特別栽培農産物という国内向けの類型が残されている。

「環境保全型農業」や「持続性の高い農業生産方式」といっても、それを実現するための政策の連続性・つながりは希薄と言わざるを得ない状況である。こういった中で、条例を制定するなど、環境保全型農業を推進している自治体がある。有機農産物の場合、コストが慣行栽培に比べて高くなるなどの不利な面を抱えているが、生産者の販路開拓の努力や自治体の農産物認証による評価が成功へと導きつつある。

即ち、基本法を制定してもそれを実現するための連関・まとまりを持った法的枠組みが不可欠であり、それなしには十分な農業環境政策は展開できない。農業経営基盤強化促進法における農業者認定の基準に環境要件を追加するという提案がなされているが、これも一例であろう<sup>(20)</sup>。

#### <注>

- (1) OECD環境委員会編・嘉田良平監修・農林水産省国際部監訳『環境と農業—先進諸国の政策一体化の動向』（農山漁村文化協会、1993年）1-5頁。
- (2) 各国の農業環境政策については、南眞二『自然環境保全・創造法制—持続可能な開発のための提案』（北樹出版、2002年）97-99・126-131・133頁参照。他にも、多くの文献があるが、日本生態系協会『環境の時代を迎える世界の農業—生き物を大切にする農業の法律』（1999年）が詳しい。なお、ウルグアイ・ラウンド農業合意では、貿易に影響を与える国内政策（品目別の価格支持＝内外価格差や農業者に直接支払われる補助金等）を「黄」の政策と位置づけ、1995～2000年の6年間に総額で2割削減することとされているが、生産と結びつかない所得支持や環境対策等の貿易に影響を与えず、生産を刺激しない政策は「緑」の政策と、また生産調整を条件とする農業者への直接支払は「青」の政策とされ、共に削減対象とされない（<http://www.m-surf.ne.jp/~ja-mzk/ja07/wto/wto24.htm>）。
- (3) 合田素行編著『中山間地域等への直接支払いと環境保全』（家の光協会、2001年）22・26-27・58-59頁。出村克彦「農業の多面的機能とは何か—その意義と論理性・実践性」農業と経済2000年5月号、9頁。甲斐道太郎・見上崇洋編『新農基法と21世紀の農地・農村』（法律文化社、2000年）242-243頁。支払の根拠は「中山間地域等直接支払交付金実施要領の制定について」（平成12年4月1日12構改B第38号通知）。
- (4) 前掲、出村克彦「農業の多面的機能とは何か」10-11頁他。富岡昌雄「持続的農業の確立—環境経済学の役割」農業と経済1999年5月号、50頁。
- (5) 中山間地域等直接支払制度—奈良県の実施状況（<http://www.pref.nara.jp/nosei/chokubarai/cyokusetusiharai.htm>）。
- (6) 横川洋「直接支払いの地域指定から技術指定への拡大を」農業と経済2002年8月号、3頁。同「農業環境政策の国際比較考察」農業経済研究68巻2号、1996年、83-85頁。他に、前掲、日本生態系協会『環境の時代を迎える世

- 界の農業』131-132頁。OECD編・農林水産省総合研究所監訳『農業の環境便益—その論点と政策』（家の光協会、1998年）28頁。
- (7) 前掲、南眞二『自然環境保全・創造法制』130頁。英国「広く浅い」農業環境政策に着手  
(<http://www.maff.go.jp/kaigai/2002/20021115eu33a.htm>)。
- (8) 前掲、甲斐道太郎・見上崇洋編『新農基法と21世紀の農地・農村』211-215頁。なお、見上崇洋「農村の環境保全をめぐる法と自治—住民の集団活動を中心に」山村古稀『環境法学の生成と未来』（信山社出版、1999年）294頁は、農地の公益的機能について耕作に必然的に伴う水管理などの共同作業の要素に着目し、連担する農地の一定のまとまりとしての法的保護を主張している。
- (9) 三野徹「土地改良法改正と21世紀の農業農村整備について」環境技術Vol.31、No.9（2002）47-52頁。前掲、南眞二『自然環境保全・創造法制』126頁。
- (10) 生源寺眞一『新しい米政策と農業・農村ビジョン』（家の光協会、2003年）190-192頁。
- (11) 食品安全基本法案及びその関連法案の問題点 (<http://www.jca.apc.org/joaa/mondaitn.htm>)、食品安全基本法と食品衛生法改正法案の成立について ([http://www.jccu.coop/Press\\_Release/Press\\_030523\\_01.htm](http://www.jccu.coop/Press_Release/Press_030523_01.htm)) 他。
- (12) 親環境農業の概要 ([http://www.simcheong.com/Web-Site/japanese/farming/fm\\_index.htm](http://www.simcheong.com/Web-Site/japanese/farming/fm_index.htm))によると、韓国では「親環境農業( Environmentally Friendly Agriculture )」という概念が用いられているが、化学肥料、農薬(殺菌剤、殺虫剤、除草剤等)を使用せずに肥料や農薬を少なく使用して環境に寄与する農業を指す。日本における環境保全型農業の例としては、全国農業協同組合連合会・全国農業協同組合中央会編『環境保全と農・林・漁・消の提携』（家の光協会、1999年）128-191頁参照。
- (13) 有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン  
([http://www.greenjapan.co.jp/nose\\_yukifood\\_guide.htm](http://www.greenjapan.co.jp/nose_yukifood_guide.htm))。
- (14) 有機食品の検査・認証制度の法制化 (<http://lumiere.sheena.to/~elica/axis/law.html>)。米内山昭和・阿部秀明編著『持続的農業と環境保全へのアプローチ』（泉文堂、1999年）183-189頁。
- (15) エコファーマー認定者は平成14年6月末時点で、30,333人となっており、熊本県の4,998人を筆頭に栃木・山形・岩手・茨城の各県がそれぞれ2,000人を超えている  
(<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/nousan/kanpo/eco-number.htm>)。
- (16) 「環境汚染じわり」食と農のかたち第9部／4・ショック  
(<http://www.minaminippon.co.jp/syokuno/kyuubu/rensai4.htm>)。
- (17) 前掲、南眞二『自然環境保全・創造法制』93頁。福渡和子「照葉樹林伐採反対から始まった宮崎県綾町の有機農業への取り組み」月刊廃棄物1999-2、24頁。
- (18) 胡柏「山間地域における環境保全型稲作産地の形成条件」農業と経済2002年3月、87・91-94・96頁。  
農林漁業現地情報 ([http://www.toukei.maff.go.jp/genti.1998\\_07/98\\_076\\_8.html](http://www.toukei.maff.go.jp/genti.1998_07/98_076_8.html))  
([http://www.toukei.maff.go.jp/genti/1997\\_08/97\\_085\\_2.html](http://www.toukei.maff.go.jp/genti/1997_08/97_085_2.html))。
- (19) 湖国農政懇話会提言（平成14年11月1日）(<http://www.pref.shiga.jp/shingikai/nousei/teigen/2.html>)。小池恒男「いままぜ環境保全型稲作産地なのか」農業と経済2003年3月、61-63頁。
- (20) 日本生態系協会「米政策の総合的検証と対応方向（米政策の再構築に向けた中間とりまとめ）」に対する意見（平成14年9月16日）。